

平成 29 (2017) 年 10 月 13 日

八幡市

関西大学

独立行政法人都市再生機構 西日本支社

京都府

報道提供資料

**「住みたい、住みつづけたい、男山」**  
**八幡市・関西大学・UR都市機構・京都府による平成 29 年度**  
**男山地域まちづくり連携協定に基づく年次報告会の開催について**

八幡市・関西大学・独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）及び京都府が「住みたい、住みつづけたい、男山」を目指すため、地域にお住まいの皆様とともに取り組んできた

- ・次世代を育むまちづくり（子育て支援）
- ・地域に活力を呼び戻すまちづくり、住民が主役となるまちづくり（コミュニティ活動・形成支援、新しい地域機能の導入）
- ・地域包括ケアの確立（高齢者対応）

につきまして、4年目の取り組み及びその成果について報告いたします。

業務ご多忙とは存じますが、ご参加賜りますようお願い申し上げます。

お問い合わせは下記へお願いします。

八幡市

政策推進部市民協働推進課

（電話）075-983-1111

関西大学

学長室 地域連携・高大連携グループ

（電話）06-6368-1339

独立行政法人 都市再生機構 西日本支社

京奈エリア経営部企画課

（電話）075-253-6400

京都府

総務部自治振興課

（電話）075-414-4485

※本件は、近畿建設記者クラブ、京都府政記者室、八幡市政記者会、大阪科学・大学記者クラブ、等への同時配信にて、ご案内しております。

## 1. 趣旨

平成 25 年 10 月 25 日に、京都府知事の立会いのもと、八幡市、関西大学、UR 都市機構の三者が「住みたい、住みつづけたい、男山」を目指して、相互に連携・協力するために「男山地域まちづくり連携協定書」を締結しました。

当該協定締結後、この 4 年間、四者で相互に連携・協力し、協定書第 2 条に掲げます「次世代を育むまちづくり（子育て支援）」「地域包括ケアの確立（高齢者対応）」「地域に活力を呼び戻すまちづくり、住民が主役となるまちづくり（コミュニティ活動・形成支援等）」に取り組んでまいりました。

つきましては、このたび 1 年間の取組み内容について、当該協定書第 3 条に基づく年次報告会を開催いたします。

## 2. 年次報告会について

### (1) 日時

平成 29 年 10 月 23 日（月） 14：00～17：00

### (2) 会場

八幡市立男山公民館 3 階 大会議室（八幡市男山八望 3-1）

### (3) 出席者（敬称略）

京都府 総務部 部長 松本 均ほか

八幡市 市長 堀口 文昭ほか

関西大学 環境都市工学部建築学科教授／

先端科学技術推進機構地域再生センター長 江川直樹 ほか

独立行政法人都市再生機構西日本支社 副支社長 塩野孝行 ほか

### (4) 議事次第

開会あいさつ並びに出席者紹介

年次報告会

- ・ 昨年度及び今年度の取組み概要と活動されている各団体からの報告  
（社会福祉法人若竹福祉会、おひさまテラス、やってみよう会議メンバー他）

- ・ シンポジウム

「4 年間の取組みを振り返り、そしてこれからの展望」

閉会

### (5) 傍聴について

受付は、13 時 30 分から、会場 3 階で行いますので、会場へお越してください。

受付に際し、名刺をご用意いただき、自社腕章等身分がわかるものを着用ください。

なお、一般の方も傍聴できるようになっております。

## 参考資料

- ・ 男山地域まちづくり連携協定書（平成 25 年 10 月 25 日締結）
- ・ 会場等位置図

# 男山地域まちづくり連携協定書

男山地域は、日本住宅公団施行の土地区画整理事業により整備され、昭和47年の第1期入居以来40年以上が経過し、緑豊かな住宅地として成熟するとともに、世帯の高齢化も進んでいる状況にあります。

八幡市及び男山団地の所有・管理者である独立行政法人都市再生機構は、関西大学による「集合住宅“団地”の再編（再生・更新）手法に関する技術開発研究」における男山地域・男山団地の再生に関する提案を踏まえて、関西大学とともに、男山地域のまちづくりに取り組んでいきます。

男山地域の将来を考えると、人口減少、少子高齢化の進行という日本の将来見通しと無縁ではなく、再び活力のある男山地域であり続けることを目指して、関係する三者が連携・協力してまちづくりに取り組むために、協定を締結します。

## （目的）

第1条 本協定は、男山地域において八幡市（以下「甲」という。）、関西大学（以下「乙」という。）及び独立行政法人都市再生機構（以下「丙」という。）が「住みたい、住みつづきたい、男山」を目指して、相互に連携・協力することに関し必要な事項を定めることを目的とします。

## （連携・協力事項）

第2条 甲、乙及び丙は、次に掲げる事項について連携・協力します。

- （1）次世代を育むまちづくりとして、子どもが豊かに育つために、地域で子育てを支えあい、ともに育ちあう、分かちあう環境づくりの導入・確立
- （2）多世代が根を張るまちづくりとして、高齢者が住み慣れた地域で住み続けられることを目指した「地域包括ケア」の確立
- （3）地域に活力を呼び戻すまちづくりとして、地域及び団地が連携した新しい機能及び活動の導入・確立
- （4）住民が主役となるまちづくりとして、地域の多様な活動主体の育成及び活動ステージの確保

## （活動及び年次総括）

第3条 三者は、前条各号に掲げる事項について、三者が連携・協力して具体的な活動を推進するとともに、同事項全体の進捗状況等を確認するために、代表者及び部長クラスで構成する年次報告会を1年に1回程度開催するものとします。

## （定めのない事項等）

第4条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議して定めるものとします。

本協定の締結の証として、本書を4通作成し、甲、乙及び丙並びに立会人記名押印の上それぞれ1通を保有するものとします。

平成25年10月25日

甲 八幡市長

乙 関西大学学長

丙 独立行政法人都市再生機構理事・西日本支社長

立会人 京都府知事

年次報告会会場位置図：八幡市立男山公民館3階大会議室（八幡市男山八望3-1）



地図使用承認©昭文社第 53G125